

## いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づく施策について

条文	法の規定の内容	施行状況
定義 (第2条第1項)	いじめの定義	「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」(H28.3.18付け通知) 【別紙1参照】
財政上の措置等 (第10条)	国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努める。	国によるいじめ対策関連予算 いじめ対策等総合推進事業 H28年度予算額57億円(H27年度:49億円)
いじめ防止基本方針 (第11条)	文部科学大臣は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。	「いじめの防止等のための基本方針」 (H25.10.11 文部科学大臣決定)
地方いじめ防止基本方針 (第12条)	地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方自治体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。	H28.3.31時点で全ての都道府県において地方いじめ防止基本方針を策定 (市区町村では63.0%)
学校いじめ防止基本方針 (第13条)	学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。	H28.3.31時点で全ての学校において学校いじめ防止基本方針を策定
いじめ問題対策連絡協議会 (第14条第1項)	地方公共団体は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。	H27.10.1時点で97.9%の都道府県が同項のいじめ問題対策連絡協議会又は関係機関との協議会を設置(市区町村では57.6%)
教育委員会の附属機関 (第14条第3項)	教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。	H27.10.1時点で72.3%の都道府県教育委員会が附属機関を設置(市区町村では40.4%)

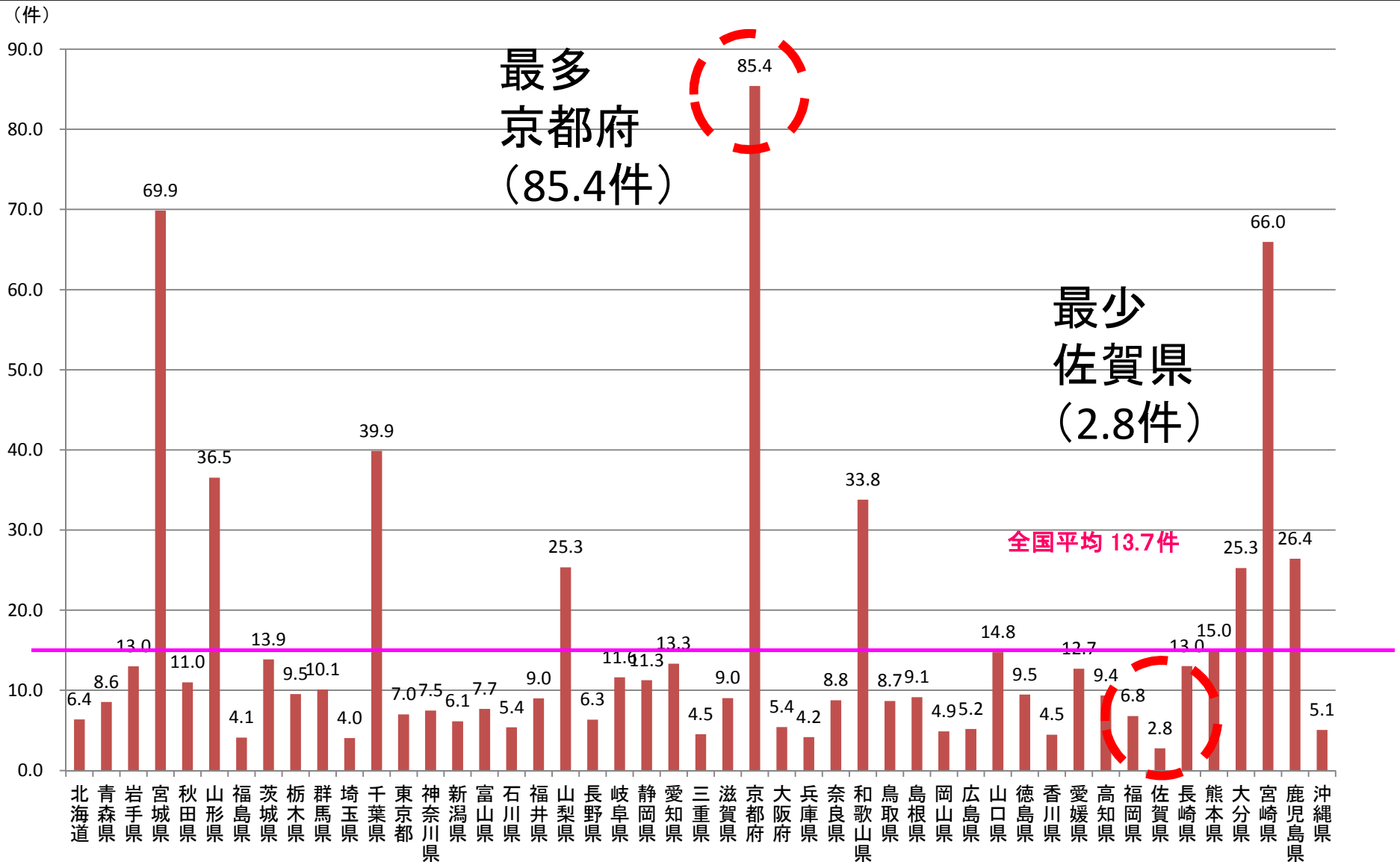
<p>学校におけるいじめの防止 (第15条第1項)</p>	<p>学校の設置者及び学校は、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p>	<p>○道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学校に配布。道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付ける学習指導要領の改正を実施 (H27. 3. 27)</p> <p>○健全育成のための体験活動推進事業 (H28年度予算：99百万円)</p>
<p>学校におけるいじめの防止 (第15条第2項)</p>	<p>学校の設置者及び学校は、いじめの防止に資する活動であって児童等が自主的に行うものに対する支援、児童等及び保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>○いじめ問題子供サミットの開催 (H27年1月及びH28年1月に開催)</p> <p>○都道府県・指定都市教育委員会における全国統一ダイヤルによる「24時間子供SOSダイヤル」の周知</p> <p>○「知っていますか「いじめ防止対策推進法」」、「いじめとは何か」、「いじめのサイン発見シート」(H26. 4. 11) の配布</p>
<p>いじめの早期発見のための措置 (第16条第1項)</p>	<p>学校の設置者及び学校は、いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。</p>	<p>各学校におけるアンケートの実施率：97.0%、個別面談の実施率：86.8%</p>
<p>いじめの早期発見のための措置 (第16条第2項及び第3項)</p> <p>関係機関等との連携等 (第17条)</p>	<p>国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずる。</p> <p>学校の設置者及び学校は、児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。</p> <p>国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努める。</p>	<p>○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助 (H28年度予算：55億円)</p> <p>○都道府県・指定都市教育委員会における全国統一ダイヤルによる「24時間子供SOSダイヤル」を整備 (H28年4月より無料化) (再掲)</p> <p>○国によるいじめ防止対策協議会の実施</p>

		<p>(H26年7月より設置し年間3～4回開催)</p> <p>○地方公共団体によるいじめ問題対策連絡協議会の実施（再掲）</p> <p>○「いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体との連携体制について」（H26.3.19）</p>
<p>人材の確保及び資質の向上 (第18条第1項)</p>	<p>国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、</li> <li>・生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、</li> <li>・心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、</li> <li>・いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保</li> </ul> <p>等必要な措置を講ずる。</p>	<p>○いじめの防止等に関する普及啓発協議会（H22年度～）、いじめの問題に関する指導者養成研修（H25年度～）、いじめ問題に関する行政説明（H28年度～）を実施 【別紙2参照】</p> <p>○「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」（H26.4.23）の配布</p> <p>○いじめ等の問題行動への対応のための教職員定数の改善</p> <p>○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助（再掲）</p> <p>○外部専門家の活用によるいじめ問題等の解決に向けた取組の促進（H28年度予算：180百万円）</p>
<p>人材の確保及び資質の向上 (第18条第2項)</p>	<p>学校の設置者及び学校は、教職員に対し、研修の実施その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>	<p>学校内における研修の実施率 (H26年度：71.3%)</p>

<p>インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の促進 (第19条第1項)</p>	<p>学校の設置者及び学校は、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）を防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童等及び保護者に対し、生徒及びその保護者に対し、必要な啓発活動を行う。</p>	<p>ネットモラルキャラバン隊、青少年安心ネット・ワークショップ、ネット対策地域支援、e-ネットキャラバン等の取組による啓発活動、啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」の作成配付等</p>
<p>インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の促進 (第19条第2項)</p>	<p>国及び地方公共団体は、児童等がネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。</p>	<p>学校ネットパトロールの取組支援 (H28年度予算：15百万円)</p>
<p>インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の促進 (第19条第3項)</p>	<p>ネットいじめを受けた児童等又は保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</p>	<p>情報の削除依頼の方法等についてマニュアルを周知（H24年3月 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集）</p>
<p>いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等 (第20条)</p>	<p>国及び地方公共団体は、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及する。</p>	<p>○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の実施  ○いじめ対策等生徒指導推進事業の実施 (H28年度予算：18百万円)</p>
<p>啓発活動 (第21条)</p>	<p>国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。</p>	<p>○都道府県・指定都市教育委員会における全国統一ダイヤルによる「24時間子供SOSダイヤル」に関する周知（再掲）  ○「知っていますか「いじめ防止対策推進法」」、「いじめとは何か」、「いじめのサイン発見シート」（H26.4.11）の配布（再掲）</p>

<p>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (第22条)</p>	<p>学校は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。</p>	<p>H28.3.31時点で全ての学校においていじめの防止等の対策のための組織を設置。</p>
<p>いじめの防止等に関する措置 (第23条～第27条)</p>	<p>(学校の措置、学校の設置者による措置、校長及び教員による懲戒、出席停止制度の適切な運用等、学校相互間の連携協力体制の整備)</p>	<p>「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」(H26.4.23)の配布(再掲)</p>
<p>学校の設置者又は学校による重大事態への対処 (第28条～第32条)</p>	<p>学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」(H26.4)(再掲)</li> <li>○「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂(H26.7.1)</li> <li>○「不登校重大事態に係る調査の指針」(H28.3)</li> <li>○「いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体との連携体制について」(H26.3.19)(再掲)</li> </ul>
<p>学校評価における留意事項 (第34条)</p>	<p>学校評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの防止等のための基本方針(H25.10.11 文部科学大臣決定)により学校評価及び教員評価の留意点について周知</li> <li>○「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」(H28.3.18)により、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることの証であることを周知</li> </ul>

# いじめ千人当たり認知件数（平成26年度）都道府県比較 （30倍超の差）



いじめ問題に関する各種研修及び行政説明

○いじめの防止等に関する普及啓発協議会（平成 22 年度より実施）

平成 25 年度 東京（半日）

平成 26 年度 仙台、東京、大阪、福岡 計 4 ブロック（半日）

平成 27 年度 仙台、東京、京都、福岡 計 4 ブロック（半日）

平成 28 年度 東京、大阪 計 2 ブロック（全日）

○いじめの問題に関する指導者養成研修（教員研修センターにて平成 25 年度より実施）

平成 25 年度 北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州  
の計 6 ブロック

平成 26 年度 北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州  
の計 6 ブロック

平成 27 年度 北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州  
の計 6 ブロック

平成 28 年度 つくば、仙台、大阪、福岡の計 4 ブロック

※ 従前と比べ、研修日数を増やして実施。

つくば 3 日→5 日 その他の会場 3 日→4 日

○いじめ問題に関する行政説明（平成 28 年度より新規で実施）

〔 文部科学省の管理職レベルの職員が各地の教育委員会を訪問し、指導主事や校長等に  
直接説明する。数年ですべての都道府県・指定都市教育委員会を訪問する予定 〕

平成 28 年度の予定 15 都道県・5 指定都市 計 20 の教育委員会

< 実施済み 16 >

徳島県、茨城県、沖縄県、秋田県、北海道、和歌山県、栃木県、福井県

青森県、愛知県、神奈川県、名古屋市、東京都、大阪市、長野県、仙台市

< 今後実施予定 4 >

長崎県、熊本市、島根県、川崎市